

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰要領

(目的)

- 第一 優れた青年建設現場従業者を広く顕彰することにより、青年建設現場従業者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって次世代を担う建設現場従業者の確保・育成に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

- 第二 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 建設現場業務に直接従事している期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）が10年以上の者
 - 二 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者。ただし、40歳以上の者についても特段の理由がある場合に限り、対象とする。
 - 三 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

(顕彰基準)

- 第三 顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。
- 一 技術・技能が優秀である者
 - 二 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者
 - 三 将来その活躍が一層期待される者
 - 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
 - 五 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者

(顕彰の方法)

- 第四 顕彰は、不動産・建設経済局長が顕彰を受ける者に対して顕彰状を授与して行う。

(顕彰の実施)

- 第五 顕彰は、毎年一回行う。

(被顕彰者の決定)

- 第六 被顕彰候補者は、建設業者団体の長が推薦した者から優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会が選考する。
- 2 不動産・建設経済局長は、前項により選考された被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。

(欠格等)

- 第七 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。
- 2 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は優秀施工者国土交通大臣顕彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。

(その他)

第八 この要領に定めるもののほか、顕彰に関し必要な事項については、不動産・建設経済局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。